

大和郡山市自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務

仕様書

1 概要

この仕様書は、令和7年度に導入する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の賃貸借について、設置対象と業務内容を示すものである。

2 名称

大和郡山市自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務（長期継続契約）

3 設置場所

大和郡山市役所および市内コンビニエンスストア（別紙のとおり）

4 履行期間

令和8年3月8日から令和13年3月7日まで（60ヵ月）

5 規格及び数量

（1）数量

AED一式：9セット

（2）一式の構成

- ①AED本体：1台
- ②バッテリ：1個
- ③使い捨て除細動パッド：2組（本体1組、予備1組）
- ④収納用キャリングバッグ：1個
- ⑤取扱説明書：1部
- ⑥レスキューキット：1個
- ⑦AED設置表示ステッカー（もしくはシール）：1枚

6 機器仕様

- （1） AED、除細動パッドとともに医療機器具として医薬品医療機器等法に基づく承認を受けている、新品・未使用の機器であること。
- （2） 非医療従事者に対しても使用が認められているものであり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- （3） JRC（日本版）ガイドライン2020に対応する機器であること。
- （4） 通電波形は二相波形式であること。出力エネルギーは200J以下であること。
- （5） 小学生～大人/未就学児のどちらに対しても、除細動パッドを交換することなく使用できること。
- （6） 小学生～大人/未就学児モードの切り替えは、本体側にある切り替えスイッチ等で切り替え可能であり、如何なる場合も常に電源を入れたまま切り替え可能であること。
- （7） 種々の体形や体位に対応可能な2枚に分かれた除細動パッドであること。

- (8) 除細動パッドはAED本体に接続して保存でき、且つAEDのスタンバイ（待機）時の温度条件は0°Cから50°Cの範囲であること。
- (9) AEDの電源が入ると操作方法及び心肺蘇生の手順を誘導する日本語音声ガイダンス機能を有し、訓練を受けていない者でも容易に操作できること。
- (10) 機器本体が毎日セルフテストを実施し、不具合が生じた場合はAED本体のインジケータの表示およびアラーム音で警告するものであること。
- (11) バッテリの残量は段階的に表示されること。
- (12) 管理向上の為、セルフテストの結果及びAED本体に生じた不具合の内容を、リモート監視機能等の方法で確認し発注者に報告すること。
- (13) リモート監視機能による遠隔管理システム導入の際に、新たな配線工事等を必要とせず運用が開始できること。
- (14) 遠隔管理システム納品時の設置及び調整が必要な場合は、製造業者または該当する医療機器の修理業の許可を受けている者が行うこと。ただし異常確認時に代替機への交換対応等が可能な場合は、修理業の許可を受けている必要はない。
- (15) 遠隔管理システム運用において、個人情報保護法など遵守した使用において十分な実績があること。

【参考品】：日本光電工業社製 AED3100
株式会社 CU 製 IPAD CU-SPR

7 その他

- (1) 指名業者は、担当事業所の「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証」のコピーを事前に提出すること。
- (2) JRCガイドライン 2020 による心肺蘇生の手順を標記したポスターを各 1 枚収めること。
- (3) AED本体の保証期間は、本体設置より 5 年以上であること。
- (4) 大和郡山市役所（大和郡山市北郡山町 248-4）に全台数納品し、開梱すること。また当市が別途調達する AED 被使用者のプライバシー保護のための布を開梱時に同梱すること。その後、各施設管理者及び担当部署と調整の上、別紙 AED 設置箇所一覧に記載の各施設へ訪問し設置すること。
- (5) 毎日のセルフテストの結果、AED本体に異常及び故障が生じた場合、受注者は発注者へ報告するとともに、代替機への交換対応等を含め AED を使用できるよう迅速に対応すること。これに伴う費用は上記の保証に含まれるものとする。
- (6) パッドやバッテリ等の消耗品は、使用期限までに受注者が各設置施設管理者及び担当部署と調整の上訪問し、交換を行うこと。これに伴う費用は本契約金額に含まれるものとする。また、交換後に不要となった古い消耗品については受注者が回収・処分を行うものとする。回収・処分方法については、発注者や設置施設担当者が関与しない方法であれば概ね可とする。またこれに伴う費用についても、本契約金額に含まれるものとする。

- (7) 上記の消耗品について、救命措置の目的で使用した場合は、設置先担当者または発注者が機器保守連絡先に報告し、保守業者から消耗品の送付を受けた設置先担当者もしくは発注者が交換・処分を行う。これに伴う費用は本契約金額に含まれるものとする。
- (8) 別紙A E D設置箇所一覧に記載の各施設にある既存A E D機器および付属品の回収については、既存の契約業者が行う。
- (9) 本契約の契約期間が満了を迎える際のA E D機器および付属品の回収については、受注者が行いそれに係る費用を負担すること。

別紙 A E D設置箇所一覧

	施設名	住所	電話番号
1	大和郡山市役所	大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151
2	大和郡山市役所	大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151
3	大和郡山市役所	大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1151
4	セブンイレブン近鉄郡山駅前店	大和郡山市朝日町 1-520-31	0743-54-2377
5	セブンイレブン大和郡山九条町店	大和郡山市九条町 175-1	0743-59-3817
6	セブンイレブン大和郡山小林町西店	大和郡山市小林町西 2 丁目 1-3	0743-57-3677
7	セブンイレブン大和郡山下三橋店	大和郡山市下三橋町 167-10	0743-54-1771
8	セブンイレブン大和郡山高田町店	大和郡山市高田町 112-1	0743-53-2662
9	セブンイレブン昭和工業団地店	大和郡山市額田部北町 1076-2	0743-56-2317